

## 御回答

山花大臣政務官に2月26日に御来訪いただき、情報公開法の改正について頂戴した御意見につきましては、真摯に受け止めさせていただき、別紙のとおり回答させていただきます。

なお、今般の情報公開法の改正につきましては、行政刷新担当大臣が座長を務める「行政透明化検討チーム」において、同大臣が自ら提案し、外務省をはじめ関係省庁の御意見も伺った上で、有識者による検討を経てまとめられた「とりまとめ」に基づいて立案していることにつきまして、御理解をいただきたいと存じます。

宜しく御査収のほど、お願ひいたします。

平成二十三年三月二日

内閣府大臣政務官

園田博

## 1. 請求時の手数料の原則撤廃（16条1項）について

確かに、手数料につきましては、受益者負担の原則があることは御指摘のとおりですが、そのような中でも、今般の改正においては、開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、開示請求権の行使をより容易にするため、特に受益者負担原則の例外として、開示請求手数料を原則廃止することとしているものです。

一方で、開示請求により自らの事業にとって利益を得ることとなる商業的請求につきましては、開示請求権の行使自体は等しく認められるものですが、そのような場合にまで開示請求手数料を廃止することは、国民の御理解が得られるものではなく適当でないと考えられることから、受益者負担原則に立ち返って、開示請求手数料を徴収することとしているものです。

この商業的請求の該当性につきましては、開示請求者による該当する開示請求書の様式の選択、その記載事項等の申告によって確認することとしており、その施行に当たりましては、開示請求者において適正な開示請求がなされるよう、十分な周知を図ってまいりたいと考えています。

また、開示請求手数料の原則廃止に伴い、安易な開示請求、濫用的な開示請求が増えるとの御懸念につきましては、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとして、その具体的な運用に係るガイドラインを作成し、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたいと考えているところですが、御懸念を踏まえ、濫用的な開示請求についての規定を検討したいと思います。

## 2. 「有意でない情報」の開示（6条1項）について

部分開示につきましては、一般的には、文書であれば「文や段落等」、表であれば「個々の欄等」を単位として判断することをもって足りると解されておりまして、今般の改正においても、この解釈は変更されません。また、不開示情報の範囲は、不開示事由である「国の安全が害されるおそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲と考える解釈も同様であり、例えば、先般お話のありました外務大臣談話などにつきましても、その不開示情報とされる範囲によりましては、現行と同じ部分について不開示となることもあり得ると考えられます。

また、仮に、部分開示される情報が野線のみなどになる場合には、例えばその旨を開示決定通知書に記載し請求者に情報提供して、請求者がその部分について開示の実施を受けるかどうかの判断が出来るようにすることも考えられます。不開示部分のマスキング作業などは、開示決定前に全てを行うのではなく、開示決定後に、

請求者の開示の実施を受けるかどうかの意向を確認した後に行うことも一つの方法ではないかと考えています。

このような取扱いにつきましては、今後、ガイドラインで記述していきたいと思います。

### 3. 開示決定等期限の短縮（10条1項）について

開示決定等期限の短縮につきましては、「行政透明化検討チーム」における検討では当初「14日以内」とされていましたが、同チームにおける検討の結果「行政機関の休日を除き14日」とされたところであり、今般の改正はこれに基づいているものです。

また、同チームにおける検討の際に行われた国民に対するアンケート調査の結果によれば、回答者の76%が開示決定等期限の短縮が必要であるとしており、このような国民からの強い要請を踏まえ、原案どおり開示決定等期限を短縮することが必要であると考えます。

一方で、外務省の保有する行政文書は、外交・安全保障に関するものなど機密にわたるものが多く、専門的かつ慎重な判断を要するため、開示決定等までに期間を要すること、また、このため、10条1項の開示決定等期限内に対応できないものも多く、10条2項に基づく期限の延長及び11条に基づく期限の特例の適用により対応せざるを得ないことは、当方としても十分に理解しているところです。これら期限の延長や期限の特例の規定は、開示決定等までに期間を要し、10条1項の開示決定等期限内に対応できない場合があることを前提に、そのような場合の措置として置かれているものであり、今後改正法の施行に向けて作成するガイドラインにおいては、この点についても明記したいと考えています。

### 4. 開示決定期限の長期延長要求の制限（11条1項）について

開示決定等期限の特例の適用要件としての「開示請求に係る行政文書が著しく大量」の規定の解釈につきましては、外務省の御意見を真摯に受け止めつつ、改めて十分な時間をもって施行準備につき協議する中で、検討させていただきたいと考えています。

### 5. 11条延長中のみなし不開示（11条3項）について

今般の改正は、開示請求者側の視点を重視しており、この規定も、そのような視点からの「行政透明化検討チームとりまとめ」に基づいて設けています。つまり、開示決定等期限の特例を適用する場合に行政機関の長が通知する「相当の期間」（11条1項）が適当なものかどうかは開示請求者にとって不明であるため、行政機関が必要以上に長い期間を設定しているような場合も考えられます。このような場合に、開示請求者が、この「みなし不開示」規定により、行政機関の長による開示決定等を待つことなく、不開示決定の内容自体について争う訴訟や不服申立てを行うこと

を可能にしようとするものです。

なお、一定期間を経過したからといって、全て直ちに訴訟や不服申立てに移行するわけではなく、その時点での行政機関における事務処理状況を踏まえ、開示請求者の判断により、行政機関の長の開示決定等を待つことも可能であり、実際はそのような場合が多くなるのではないかと考えます。

#### 6. 異議申立てに対する決定（総理大臣の措置要求）（21条）について

御意見のとおり、開示によって生じる問題の責任の所在を明確にすることは、非常に重要であると考えます。また、不服申立てが提起された事案について、全部開示とする場合を除き、全てを内閣総理大臣への協議対象とし、同意にかかるしめることは、効率性の面から課題があることも御指摘を受けて理解しました。

ただ、情報公開審査会の答申と全く異なる行政機関の長の裁決・決定がなされる場合へのけん制や、公益裁量開示の充実の要請は、「国民の知る権利」をより適切に保障するための情報公開制度の改正にあたり、看過することのできない重要な論点であることは事実です。

こうした諸点を考慮し、外務省の御意見も踏まえつつ、措置要求制度につきましては、行政機関の長が答申後、内閣総理大臣に通知し、それを受けた内閣総理大臣が勧告をすることができる制度に修正することを検討することとし、全件を同意にかかるしめることによる非効率性や責任の所在の不明確さを解消することと考えてみたいと思います。

#### 7. 裁判所による「インカーメラ審査」（24条）について

御意見のとおり、いわゆるインカーメラ審理を導入するに当たって、情報の管理に注意を払う必要があることは、当方としても十分に認識しているところです。そこで、今般の改正案におきましても、インカーメラ審理の要件を厳格なものとする（24条1項）とともに、何人も対象となる行政文書の開示を求めることがないこととしている（同条2項後段）ところです。このため、特別管理秘密など機密性の高い情報についてインカーメラ審理が行われることはまれであるものと考えており、また、行政文書の写しやその内容を記載した調書を裁判所の記録に残すことは同項後段の趣旨に反すると考えております。これらの規定により、対象となる行政文書に記載された情報が訴訟記録を通じて漏えいすることを防止する仕組みとしています。

その上で、裁判官には、官吏服務紀律により守秘義務が課されており、守秘義務に違反した場合には、弾劾裁判による罷免の対象となり得（なお、罷免の裁判を受けたことは弁護士の欠格事由に該当するため、弁護士業務を行うこともできなくなります。）、また分限裁判による懲戒の対象ともなり得ます。これらを通じて、裁判官の守秘については制度的な担保がされていると考えています。

これらの担保に加え、情報を取り扱う適格性を欠くとされた裁判官を証拠調べに関与させないこととすると、行政機関の判断で特定の裁判官を審理から除外するこ

となりかねず、憲法の規定する裁判官の職權行使の独立との関係で極めて困難な問題が生ずるおそれがあることをご理解いただきたいと思います。

また、行政庁にインカメラ審理の拒否権を認めることとすると、「行政透明化検討チームとりまとめ」に基づき、裁判官が直接行政文書を見分してより適正な判断を行うという改正の趣旨や目的を没却するおそれがあることについてもご理解いただきたいと思います。

なお、非公開の場で裁判所に対して対象となる文書について説明する機会を設けるべきであるとの御意見も頂いております。この点については、24条3項の規定に基づいて被告がインカメラ審理に立ち会う際に、行政文書に即して主張を敷衍し、文書の意味等について説明をすることは可能と考えております。

セ修次長より

## (案)

## (行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、(中略) 開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。

## (内閣総理大臣への通知等)

第二十一条 第十八条第一項の規定により諮詢をした行政機関(会計検査院を除く。第二十八条において同じ。)の長は、当該諮詢に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、その内容を内閣総理大臣に通知しなければならない。

2 前項の場合において、内閣総理大臣は、当該諮詢に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして特に必要があると認める場合には、第二十八条の勧告をすることができる。